

情報技術革新と制度変化：取引費用アプローチによる1990年代商法改Eの分析

篠崎，彰彦

関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター委嘱研究員 | 九州大学大学院経済学研究院助教授

<https://hdl.handle.net/2324/20520>

出版情報：RCSSディスカッションペーパーシリーズ. 6, pp.1-18, 2003-03. 関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター

バージョン：

権利関係：



情報技術革新と制度変化

—取引費用アプローチによる1990年代商法改正の分析—

篠崎彰彦*

〔要 旨〕

本稿は、1990年代後半に相次いだ日本の商法改正問題を取り上げ、情報技術革新に伴う制度変化を、取引費用経済学の枠組みで分析したものである。技術革新による情報費用の低下は、企業と市場の相対的な資源配分効率を変えることで両者の関係に不均衡を生みだし、企業内部における「組織内分業」の見直しだけでなく、会社分割や合併など、企業の境界を引きなおす「組織間分業」の再編をも促す。だが、日本では、会社法制の中核をなす商法に組織の再編成に関する規定が充分整備されておらず、法制度の「制約と空白」が生まれていた。こうした制度問題は、企業の経営努力によって個別に克服できるものではなく、日本経済が全体として直面した制約条件だったといえる。情報技術革新の影響は、「制度としての市場」と「情報処理機構としての市場」に非対称的であり、一連の商法改正は、その不均衡に起因した「制度変化」と位置づけられる。

キーワード：情報技術革新；制度変化；取引費用経済学；法と経済学；企業法制；
商法；制度経済学

JEL Classification：E11, ; K22, ; L10, ; O38

謝辞 本稿作成に際して鶴飼康東センター長をはじめ関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター（略称・RCSS）研究員各位から有益なコメントを頂いた。記して謝意を表したい。

* 九州大学大学院経済学研究院助教授・関西大学 RCSS 委嘱研究員。

連絡先：(2003年7月まで) Harvard-Yenching Institute, 25 Francis Avenue, Cambridge, MA 02138, USA, Fax: 617-496-7206, e-mail: shino@en.kyushu-u.ac.jp. (2003年8月以降) 〒812-8581 福岡市東区箱崎 6-19-1 九州大学大学院経済学研究院, Fax: 092-642-2447. e-mail: shino@en.kyushu-u.ac.jp

1. はじめに：本稿の目的

1990年代後半の日本では商法改正が相次いだ。商法学者の岩原(2000)は、これを明治期、昭和恐慌期、敗戦直後に続いて「近代日本における四度目の大きな立法（特に商法関連立法）の時期」(p.4)と位置づけている。会社法制の中核をなす商法は、「商取引の基本原則、資本主義社会における重要な取引主体である会社の組織等を定める商事基本法」(原田[2000a], p.34)であり、ノース(Douglass C. North)のいうフォーマルなルール、すなわち、市場を形づくる明示的制度の典型といえる。この時期の商法改正では、「会社組織変動について多様な法的手段を用意することが一つの特色」(永井[2000], p.44)となっているが、その背景として、多くの商法学者が「情報化」の要因を共通に指摘している点が注目される¹。

本稿では、コンピュータやインターネットに代表される情報処理技術と通信技術の進歩（情報技術革新）が会社組織の見直しを迫るのは何故なのか、また、それがどのように法制度の変化へとつながるのかを、コース(Ronald H. Coase)にはじまりウィリアムソン(Oliver E. Williamson)らによって精緻化された取引費用経済学の枠組みで理論的に考察したのち、1990年代後半にみられた日本の商法改正を具体例に取り上げ、情報技術革新によって生まれる制度変化の問題を「法と経済」の観点から分析していく。

2. 市場での取引費用と組織化の費用

取引費用経済学に基づけば、情報技術革新によって取引費用を構成する情報費用が格段に低下すれば、市場メカニズムの機能しやすい環境が生まれる。ここで取引費用の低下とは、会社経営における経費削減という消極的概念と同義ではない。インターネットを通じた書籍購入の例などからわかるように、取引費用の低下によって、従来はできなかったような市場取引の道が開け、新しい財サービスの提供、新しいマーケットの開拓、新しい生産方法の導入、新組織の実現など、シュムペータのいうイノベーションが可能になるのであり、これは生産可能曲線の拡大という積極的な効果を意味する。

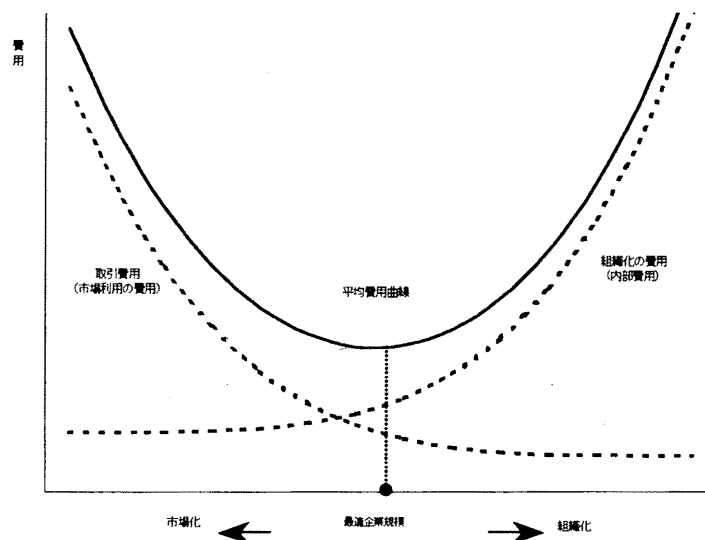
取引費用の概念は、コース自身が後に述べたように、Dahlman(1979)によって「模索と情報の費用」、「交渉と意思決定の費用」、「監視と強制の費用」と定義されてい

¹ 例えば、土岐・辺見(2001)、原田(2000a,2000b)、神田(2000)など。

るが²、改めてこの概念を敷衍し例示的に再定義しておく、市場での取引には、取引相手を探し出すための「検索」、探し出した相手が取引にふさわしいかを吟味する「調査」、調べた相手と取引を開始するための「交渉」、交渉で決まった取引内容を確認し有効にするための「契約」、契約の履行状況をモニターする「監視」、契約どおりにいかなかった場合の「紛争解決」、一連の取引を円滑に進めるために必要な「情報開示」などの費用がかかる³。

分権的で自律的な構造をもつ市場で、それとは対極にある集権的で階層的な構造の企業組織が形成され、資源配分がなされるのは、これらの取引費用を節約し、専門に特化された分業のメリットを高めるためである。組織化が究極まで進められ、市場に取って代わった状態が中央計画経済ということになるが、現実にはこうした形態は一般的でない⁴。組織化することで取引費用が節約されるにもかかわらず、すべての生産が巨大な一企業によって行われてしまわないのは、組織化にも固有の費用がかかり、企業の規模が拡大するにしたがって、その費用が次第に増大するからに他ならない。

図1 市場での取引費用と組織化の費用



² Dahlman(1979), p.148、および Coase(1988), 1990, p.6, 訳9頁参照。

³ 情報開示費用には、価格変更の情報伝達という意味でメニュー・コストも含まれる。

⁴ 例えば、1985年に電気通信事業法が制定される前の日本の通信市場では、電々公社というひとつの組織による資源配分がなされていた。

コースは、内部調整者としての企業家の能力が次第に低下する「経営管理についての収穫逓減」を主な組織化の費用と考え、「組織化される取引の空間的な分散の増大、取引の多様性の増大、そして、関連する諸価格の変動の確率の増大」にともなって組織化の費用は増大すると指摘した(Coase[1937], p.395-397, 訳 48-50 頁)。したがって、企業組織の拡張が進められるのは、それによって追加的に節約される市場での取引費用が追加的な組織化の費用を上回らないところまでになる。もし、組織としての企業が市場での取引費用を節約する機能を果たさないならば、「いつでも、公開市場をふたたび利用することができる」(Ibid, p.392, 45 頁)のであり、何らかの条件によって、「いったん市場取引の方が経済的になれば、各企業において追加的な取引を組織化する費用が等しくなるように生産を分割することが、また有利となるのである」(Ibid, p.396, 49 頁)。すなわち、市場か企業かを選択し企業の組織規模を決定づけるのは「取引費用（外部費用）」と「組織化の費用（内部費用）」の可変的費用曲線の関係に集約される（図 1）。

3. 情報技術革新で揺らぐ企業の境界

この枠組みで、情報技術革新の影響はどうとらえることができるだろうか。情報経済学の草分け的論文とされる Stigler(1961)で論じられた「価格情報を知るための検索費用」が取引費用の概念に含まれることからわかるとおり、取引費用は情報の問題に深く関係している。そのことは、Coase(1937)自身が、電信・電話などの技術や新しい経営管理手法の導入で空間的な組織化の費用が低下する場合は、企業規模が変化すると指摘していることから読み取れる⁵。「市場の失敗」は取引費用があまりに高すぎるような時に生じる指摘した Arrow(1969)も、取引費用が生まれる源泉のひとつとして「コミュニケーションと情報の費用」(p.149)を挙げており、市場か組織かの選択が固定的ではないと考える Williamson(1975)も、時間と共に変化する条件のひとつに情報処理技術をあげ、その他の変化も考慮に入れて、市場と組織形態の効率性を周期的に再評価する必要があると述べている(p.10, 訳 19 頁)。

一方、情報技術革新は、企業内部の取引においても、分業間のコミュニケーション

⁵ Coase (1937, p.397, 訳 50-51 頁)参照。但し、彼は電話や電信の技術が空間的な広がりをもった組織化の費用を減少させる点についてのみ言及し、市場の取引費用を減少させる点については触れていない。したがって、彼は電話や電信の技術は企業の規模を拡大させる傾向をもつと論じている。

ン費用低下や⁶、管理機構の維持といった「組織化の費用」を引き下げることによって貢献する。つまり、情報技術の導入は市場での取引費用（外部費用）と組織化の費用（内部費用）のいずれをも低下させる効果をもつのであって、ここで重要なのは、費用低下そのものではなく、内部費用と外部費用の「相対関係」に変化が生まれて、それまで最適であった市場と企業の境界が揺らぎ、どちらの費用低下がより大きいかによって、企業の適正な規模と形態が変わるという点にある⁷。

ある場面では、オープンなネットワーク基盤が外部費用を飛躍的に低減させると考えられる。これは、図1の取引費用曲線の下方シフトを引き起こして組織化よりも市場化が有利になり、全国的あるいは国際的な組織力を持たない中小企業や零細な個人企業にとっても、専門分野で市場取引を拡大させることが可能になる。他方、内部費用をかなり低減させることが可能な場面では、組織化の費用曲線が下方にシフトして企業組織に規模の経済性が生まれる。金融や通信の分野で見られるように、活動の舞台がグローバルに拡張し、しかも事業の性格から、地理的に広がった内部費用を業務の標準化と情報技術の活用で劇的に引き下げることができる場合には、より巨大な組織の経営が地理的な広がりをもって可能になるからである。

このような影響の両面性こそが、情報技術革新の経済効果として重要であり、企業の内部組織のあり方や、企業相互の関係、市場の競争環境といった経済システムの基本構造が改めて問い直されることになる。つまり、技術革新の影響は、内部組織の改革という「企業内分業」の見直しにとどまらず、組織の分割や合併など、市場を通じた「企業間分業」の境界をどこに引き直すかという、より高度な経営判断にまで及ぶのである。

4. 「情報処理機構」と「制度」としての市場

技術革新による情報費用の低下は、企業と市場の相対的な資源配分効率を変えることで両者の関係に不均衡を生みだすだけでなく、市場それ自体の構造にも別の種類の不均衡を生みだす。これまでは、取引費用を単純に情報費用とみなして議論を進めてきたが、再びコースに立ち返ると、彼は「情報処理機構としての市場」だけでなく「制度としての市場」も強調している。例えば、Coase([1988],1990)は、「市場とは、交換を促進するために存在する制度である」(p.7,訳10頁)と述べ、市場が機能するためには、さまざまな取り決めや法の執行力が必要となることを、国王の

⁶ コミュニケーション・コストが分業や比較優位の構造に与える影響については篠崎(2001)参照。

⁷ この点は Varian (2002)も指摘している。

許可のもとで安全の確保や争いごとを裁く裁判所さえも管理した中世イングランドの市や、高度に管理された現代の株式市場、商品取引所などを引き合いに出して論じている。

確かに、市場経済の象徴といえる証券取引所を例にとっても、そこでは様々な企業情報が株価に集約されて日々活発な取引が行われ、市場参加者の取引に関する意思決定こそ自己責任に基づいて自由に行われるが、取引への参加や売買の進め方については仔細な取決めがあり、ルールを破った場合の厳しい罰則規定も設けられている。初期の論文(Coase[1937])で取引費用の概念を提唱したコースが、後の論文(Coase[1960])で「法と経済」という新たな研究領域を切り拓いたことから窺えるように、彼が「市場を利用するためにかかる費用」と表現した取引費用には、「情報費用」の他に「制度費用」の存在が強く意識されている。そのことは、初期の論文において、市場を利用するために必要となる主要な二つの費用として、「価格を見つけ出すための費用」と「交渉を行い契約を結ぶための費用」を挙げていることから推察できる(pp.390-391, 訳 44 頁)。前者は情報に関する費用を、後者は制度的な費用を象徴していると解される。North(1990)はコースの二つの論文について、そのもっとも重要なメッセージは、「取引に費用がかかるとき制度が問題になるということである」(p.12, 訳 14 頁)と指摘し、「情報に費用がかかるということが取引費用の鍵」とした上で、さらに、取引費用は「交換されるものの有用な属性を測定する費用」と「権利を保護し契約を監視・執行する費用」からなり、これらの費用は「社会的、政治的、および経済的な制度の源泉である」(Ibid, p.27, 36 頁)と論じた。すなわち、「正の取引費用のもとでは、制度が問題になるのである。」(North[1987], p.419)

5. 取引費用の多重性とその不均衡

そもそも、市場で取引が円滑に行われるためには、取引対象の所有権が確定され、それが効力をもって保護される必要がある。また契約に基づいて買主が売主に取引対象物の引渡しを請求したり、その反対に、売主が買主に対して代金の支払いを請求する権利のように、一定の行為を他人に請求できる権利やそうした義務を他人に負うという債権債務の関係を明確にし、その実行を強制できる枠組みも必要である。そうでなければ略奪や詐欺などの行為が横行し、価格メカニズムを通じた市場での資源配分はうまく機能しない。実際に、契約や紛争解決の場面では、所有権や債権が誰から誰に何時移転したかということが極めて重要なポイントになるのであって、

所有者や取引対象を検索したり、その権利関係を調査したりする点では、情報の問題に関わるが、背後には法制度やその執行力といった「制度」の問題が強く関与している。

「情報費用」と「制度費用」から成り立つ取引費用の多重性が情報化との関係で重要なのは、技術革新は情報費用を下げることはできるが、制度費用に関しては、むしろ、既存制度の変更や新しい制度の設計という追加的な調整費用を生み出すところにある。特に、諸制度には相互に強い補完性が働いているため、変更の範囲と深さによっては、関連する諸制度間の不均衡を調整する費用がかなり高くなると考えられる。技術的に情報費用の低下が実現されても、制度費用は自動的に低減するわけではなく、逆に技術革新が拓けた新領域では、既存の制度が障害となったり、制度の空白が生じたりすることで、制度費用の高さが突出してしまい、それが隘路となって市場の機能に障害をもたらす事態を招きかねないのである。

このように、情報技術革新の影響は、市場の「情報処理機構」としての側面と「制度」としての側面に非対称的であり、そこで生まれた不均衡が「制度変化」の原動力となるのである。この枠組みに基づいて、以下では、情報化の進展と共に顕在化した制度問題の具体例として、1990年代の日本でみられた会社法制の見直しを検討していく。

6. 日本の会社法制見直しの沿革

これまでの論考で明らかなように、情報技術革新は、生産物のみならず、それを生み出す企業という生産関数そのもの（法律用語でいう「営業」）を、商品として市場取引することを一般化している。これは M&A の隆盛につながるが、日本の法制度は、このような事態にうまく機能するよう整備されてはいなかった。会社法制の中核をなす商法には、企業組織の再編成についての規定が充分ではなく、その制約が1990年代後半の相次ぐ商法改正の動きとなって顕在化したのである。

この時期の商法改正では、「会社組織変動について多様な法的手段を用意することが一つの特色」（永井[2000], p.44）となっている。もともと、企業の合併・分割など会社再編成に関連する法制整備の議論は、資本自由化を控えた1960年代末にまで遡ることができ⁸、1974年に行われた監査制度の見直しに関する商法改正の際には、衆参両議院の法務委員会で会社法制の見直しを求める付帯決議がな

⁸ 早川(1999), p.10 参照。

され、これを受けて翌年6月に法務省より公表された全七項目の「会社法改正に関する問題点」において、第六項目めに「企業結合・合併・分割」が明示的に掲げられていた⁹。しかし、これが喫緊の課題として政治日程に上がり、具体的な立法の手当てが施されたのは、それから実に四半世紀を経た後の1990年代末のことであった。

表1 商法をめぐる主要な動向

年 代	動 向 と そ の 背 景
1899年(明治32年)	商法制定
1938年(昭和13年)	昭和恐慌後の全面的な改正
1950年(昭和25年)	敗戦・占領下における民主化のための大改正
1974年(昭和49年)	法制審議会商法部会「会社法改正に関する問題点」作業開始(1975年公表)
1981年(昭和56年)	企業の不正支払防止〔総会屋への利益供与禁止〕等のための改正
1997年(平成9年)	ストック・オプション制度導入
—//—	合併制度の簡素・合理化〔独占禁止法改正(純粋持株会社解禁)〕
1999年(平成11年)	株式交換・株式移転制度導入
2000年(平成12年)	企業分割法制の創設
—//—	法制審議会商法部会「商法全面改正」の方針確認

企業再編
関連法制

(出所) 原田(2000a)、岩原(2000)、前田庸(2000)等をもとに作成。

1997年には、1947年の独占禁止法制定以来、一貫して禁止されてきた「純粋持株会社」の設立が、同法の改正によって「原則禁止」から「原則許容」へと解禁され、これに合わせて、企業の合併に際して株主や債権者の利益が損なわれないよう事前、事後の情報開示を充実させるとともに、手続を省略・簡素化するための商法改正が行われた。それでもなお、株主総会における特別決議の必要性、債権債務の継承に関する煩瑣な手続の問題、日程が読めない裁判所選任の検査役による調査など、実務上の制約が強く残されているとして、1999年には株式交換・移転制度の導入を柱とする商法改正が行われ、さらに2000年には企業再編にとって

⁹ 整理された問題点は、①企業の社会的責任、②株主総会制度の改善策、③取締役及び取締役会制度の改善策、④株式制度の改善策、⑤株式会社の計算・公開、⑥企業結合・合併・分割について、⑦最低資本金制度及び大小会社の区分、の7項目である(法務省民事局参事官室[1975]参照)。

合併と表裏の関係にある会社分割制度の創設等を内容とする商法改正が行われた¹⁰。

一連の法改正は、金融機関の再編など様々な背景から生まれたものとみられるが、会社分割法制の制定経緯について土岐・辺見(2001)は、「近年、とりわけ激しさを増した企業間の国際的な競争、そしてインターネットを始めとするコンピュータ、情報通信技術の発展に伴う経営判断の迅速化の流れのなか、経済界からは企業組織の再編成をより簡易に行い得る制度の整備が求められていた」(p.273)と解説しており、他にも多くの法律専門家が、会社法改正の重要な要因のひとつとして、情報技術革新を共通に取り上げている¹¹。

7. 企業組織再編の法制度上の制約

1997年から始まった一連の企業再編法制の整備について、政府は「企業が、その経営の効率性を高め、企業統治の実効性を確保するために、柔軟に組織の再編成ができるようにするため、企業の組織の再編成のための法制度の整備を行うことを目的として、会社の組織の基本法である商法等の見直し」を行ってきたと表明している(原田[2000b], p.4)。このことは逆に、それまでは組織の再編成を柔軟に行うための法制度が整備されていなかったことを端無くも露呈している。例えば、2000年改正前の商法には、そもそも会社の分割を直接の目的とする規定が設けられておらず、法改正によって初めて、会社の分割自体を直接の目的とする制度が創設された。法改正前にも、必要に迫られた場合には、別の会社に対して営業譲渡を行うか、現物出資によって営業を移すという迂遠な手続によって実務上は対処されてきた。しかし、改正前の法制度を利用して会社分割を行うことは、次のような事情から極めて煩瑣で時間のかかるものであったと指摘されている¹²。第一に、営業譲渡の場合は、それが商人の行う取引行為のひとつであるため、譲受会社から譲渡会社に対して対価としての金銭等の支払いが必要となり、譲渡損益など税務上の問題を生み出す余地があるほか、債務継承のためには個別に債権者の合意を取り付ける必要があった。第二に、現物出資の場合は、対価の支払いは必要ないものの、裁判所が選任する検査役による調査が必要で、この手続は時間を要し、かつ、スケジュールの目処が立たないという実務上の制約が大きかった。また、営業譲渡と同様に、債務引受のために個々の債権者の同意を得ることが必要だったため、実務において

¹⁰ 企業再編法制に関しては、土岐・辺見(2001)および今中他(2001)に詳しい。

¹¹ 例えば、原田(2000a, 2000b)や神田(2000)など。

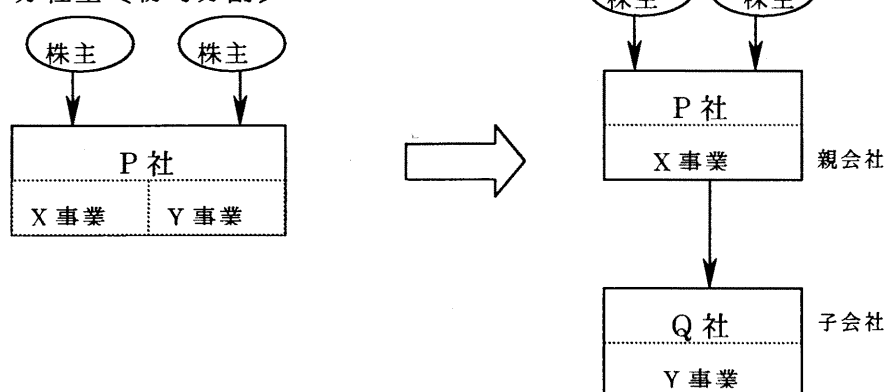
¹² 土岐・辺見(2001), p.273-275、早川(1999), p.10-11、前田雅弘(2000), p.2 参照。

は、免責的債務引受契約や重疊的債務引受契約等を債務毎に個別に締結しなければならなかった。

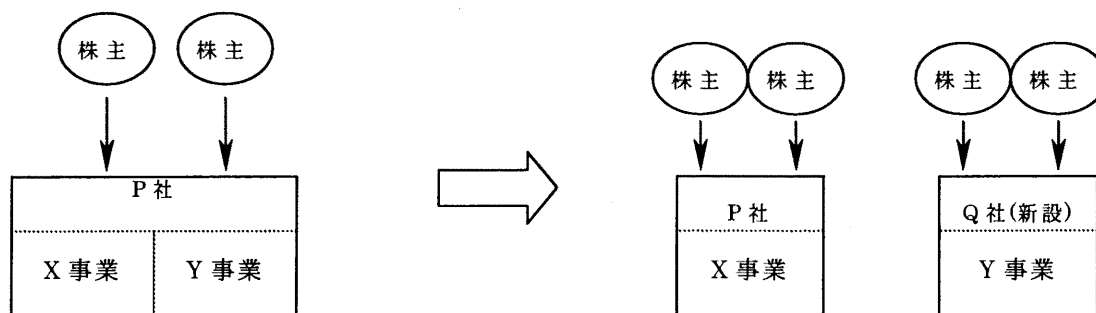
しかも、会社分割には分社型（物的分割）と分割型（人的分割）の二つの形態があるが¹³、改正前に迂遠な方法で「労力や手数などを厭わなければ可能」だったのは、前者の分社型のみであり、後者の分割型については、そもそも新たな「立法によらなければ実現できない形態」であった¹⁴（図2）。

図2 会社分割（新設分割）の二形態

① 分社型〔物的分割〕



② 分割型〔人的分割〕*



（出所）土岐・辺見(2001)、今中他(2001)をもとに作成。*新たに可能となった制度

日本型の企業システムでは、独立した企業関係の色彩が強い米国型に比べて、親

¹³ それぞれについて、さらに、分割後の営業を新たに設立する会社に継承させる「新設分割」と、既存の別会社に継承させる「吸収分割」の二つに分類され、これらのマトリクスによる四つの類型が基本型とされる(今中他[2001], pp.9-13 参照)。

¹⁴ 早川(1999), p.10 参照。もっとも、分割型（人的分割）の場合も共通の株主を持つことになるが、企業相互の立場には上下関係が持ち込まれず、また、株主は個々の具体的取引内容について干渉度が弱いという点で、分社型（物的分割）における企業相互の関係に比べて意思決定の自由度が大きいと考えられる。

子関係を持つ会社形態が広範にみられ¹⁵、そうした繋がりが取引の切り替えに一種の制約となって経営判断の自由度を奪い、新たな取引関係の形成を難しくしたと考えられるが、そもそも、企業組織の分割については、親子関係をなくすような会社分割の法制度が1990年代までの日本に全く用意されていなかったのである。このことは、従来そのようなニーズが必ずしも強くなかったことを裏付けると同時に、1990年代なると、今度はそれが解決すべき喫緊の課題に浮上するような環境変化が起きたことを物語っている¹⁶。

このように、1990年代の日本の法制度をみると、情報技術革新によって企業の境界を引き直すような組織の改革と再編が求められる状況にありながら、企業の合併については、複雑な手続を要する既存の制度が制約条件となり、また、親子関係のない完全な企業分割については、そもそも法制度が用意されていないという制度の空白地帯が生まれていたのである¹⁷。こうした法制度の「制約と空白」もとでは、個々の企業が情報技術革新のメリットを享受しようにも、理論上はともかく実際問題としては実現の道が塞がれてしまう。しかも法制度の問題は、企業の経営判断や自助努力によって個別に克服できる範囲を超えており、日本経済がシステム全体として直面した制約要因だったといえる。

8. 問われる制度形成能力

1990年代後半からの日本における法制度改革の広がりとスピードは、「法が機能する領域の拡大」あるいは「法的空間の拡大」が進行していることを示唆しているが¹⁸、技術革新による情報費用の低下で市場化の力学が生まれ、それが1990

¹⁵ 通商産業省(1989)が行ったアンケート調査の結果によると、筆頭株主を親会社・グループ会社とする企業の割合は、日本企業で30.7%なのに対し、米国企業ではわずか1.9%に過ぎない(pp.100-101)。

¹⁶ 既述のとおり、企業再編法制については、1975年の「商法改正に関する問題点」でも列挙されていたが、その後の商法改正は、「緊急性の高いものから順次」行われており(原田[2000a], p.35)、この問題が四半世紀も進展をみなかったのは、社会的要請が相対的に弱かったからだといえる。実際、「企業再編については昔はやれないことをやれるようにしてほしい、という要望がなかった」が、1990年代になると、「当時の商法の規定では〔会社分割などを〕やりにくいからやれるようにしてほしいという要望が出てきた」と指摘されている(落合・神田他[2001]における神田発言, P.11,〔〕内は引用者による加筆)。1990年代中盤に産業界で要望が強まったことは、通商産業省(1996)のアンケート調査結果にも表れている。

¹⁷ 落合・神田他(2001)の中で神田は、戦後の商法改正を、企業金融、企業統治、企業再編の三分野に分け、企業金融の分野では、できなかったことをできるようにするという意味で「規制緩和の歴史」、企業統治の分野では企業を巡る不祥事に対応するために取り組まれた「規制強化の歴史」だったのに対し、企業再編の分野は、「未整備の歴史」であったと特徴づけている(pp.10-11)。

¹⁸ いづれの表現も吉田(2000), p.5 参照。

年代に顕著になっていると考えるならば、市場取引の基盤をなす法制度の役割が重要性を増すのは当然のことといえる。この状況では、新技術が法制度の「制約や空白」を生み出した場合に、司法や立法などの諸制度が、迅速かつ柔軟に、これを改めたり埋め合わせたりできるような仕組みを備えているか否かが鍵となる。その点で、これまで行政や業界団体を軸にした事前調整の原理が幅を利かせてきた日本では、法的枠組みに基づく市場原理の機能領域が狭く、これを支えるための人的基盤やノウハウといった無形のインフラがあまり充実していなかったとみられる。例えば、弁護士や裁判官などの法曹人口をみると（表2）、国民十万人あたり、米国は345人、イギリスは141人、ドイツは135人であり、中央集権的な行政機構が強いフランスでも61人なのに対して、日本はわずか16人にすぎない¹⁹。年間約1500万件という民事訴訟の多さが社会問題化している米国の場合は、弁護士の数が過剰ともいえるが²⁰、その一方で、日本の法曹人口が極端に少ない点も否定できない。

表2 法曹人口の国際比較

(人)

	日 本	米 国	英 国	ドイ ツ	フ ラ ンス
国民十万人当り法曹人口	16	345	141	135	61
年間新規資格取得者	1,000	57,000	4,900	9,800	2,400

(出所) 司法制度改革審議会(2001)をもとに一部再計算して概数を作成。

日本の司法は本来の役割の二割しか果たしておらず、残りの八割は政治決着、行政指導、民事暴力の介入、泣き寝入りだとするいわゆる「二割司法」の問題が、政府の審議会でも指摘されているが²¹、これには法曹人口の層の薄さが影響しているとみられる。また、高度な専門性が要求される立法実務には、最高裁や検察庁から法務省に派遣された裁判官や検事が携わっているとされるが、会社法関係についてみると、立法作業の中心的役割を担う法務省民事局の商法担当者は、2000年の時点でわずか5人に過ぎなかった²²。そのような少人数で、政府法案はもとより、

¹⁹ 但し、日本では司法書士(約1万7000人)、行政書士(約3万5000人)、弁理士(約4000人)等が特定の範囲の法律関係事務を担当しているが、これらも国によっては弁護士の業務であるため、国際比較に際しては留意が必要である。

²⁰ 最高裁判所(1999)参照。

²¹ 1999年7月27日司法制度改革審議会第1回議事概要

²² 中村(2000), pp.18-19 参照。

議員立法の要綱案や条文作成に奔走しており、内閣法制局も同様に商法担当人員の問題を抱えていたと指摘されている。こうした人的基盤の層の薄さは制度の形成能力の脆弱さに通じ、1990年代後半に会社法制の見直しが広範かつ急速に進められていく過程で「異例の事態」となって露顕した。

一連の会社法改正の特色について岩原(2000)は、立法にあたって市場経済化の徹底を図ることが経済活性化に必要だという「市場万能」のイデオロギーが非常に強いことや、当面の経済危機への対処という目的が大きいことなどと共に、従来とは違った「異例の手法」で立法措置がとられた点を挙げている。すなわち、従来の商法改正では、政府が法典調査会に諮り、その後、法務省が法制審議会に諮ってから内閣提出法案として国会審議が始まるという手順が一般的だったのに対し、この時期の改正では、「経済界や政党側から催促された形で、従来では考えられないテンポで立法が行われ」たのである²³。事実、この間の法改正については、商法を中心とする会社法制を掌握していた法務省や法制審議会の頭越しに、経済界の要望を背景にした通商産業省(現在の経済産業省)が主導権を握ったとの報道がなされている²⁴。

こうした異例の動きに対しては、商法のような基本法が、理念や相互の整合性を吟味されることなく、時々利害に左右されて部分的、断片的に改められた結果、矛盾を孕んだものになるとの懸念が示されている。とりわけ、基本法としては異例の「議員立法」によってストック・オプション(自社株を利用した報酬)制度の導入が図られた1997年の商法改正に際しては、全国の商法学者234名が、立法過程が拙速で不透明だとの批判声明を出し、これに対して、立法に携わった国会議員が国会内で反論のための緊急記者会見を開き、公開された国会審議で議員が立法に携わるのは当然であり、むしろ法制審議会こそが密室性を問われるべきだと応酬するなど、「空前の事態」が生じた²⁵。この時、会社法制によって市場行動が規定される経済界は議員立法を強く働きかけていたが、その背景には、「学者を集め、四半世紀をかけて、法律を整備していくというメカニズムは、変化の加速する時代のものではない」という、旧来の仕組みに対する強い苛立ちがあった(中村[2000], p.17)。

これを混乱とみるか、新たな仕組みづくりの始動とみるかは評価の分かれるところであるが、いずれにしても、法律など目にみえる形に仕上がった「明示的ルール」

²³ これらの点については、岩原(2000), pp.4-6 参照。

²⁴ 日本経済新聞(2000)参照。

²⁵ 岩原(2000), p.12 参照。一連の経緯については、日経金融新聞(1997)、商事法務(1997)、保岡(1997)も併せて参照。

ばかりでなく、その背後にあって従来は安定していた「法制度の設計や構築に関する慣例的なルール」にも綻びが生じ、関係者の間で様々な異例の反応が生まれたことは確かである。情報技術革新は、限られた業種にみられる狭い技術問題ではなく、「情報処理機構」としての市場に深く関わるため、その影響は経済全般に横断的、網羅的、多発的である。その過程で、「制度」という市場のもう一面が照らし出され、商法のような基本法の問題が浮上することになる。情報技術革新の影響は、「情報処理機構」と「制度」に非対称的であり、会社法制の見直しに関する一連の経過は、急速に低下した情報費用と相対的に高止まりした制度費用との不均衡から生まれた「制度変化」の象徴的断面といえることができる。そしてまた、この点に技術革新のメリットを享受しづらかった日本経済の高い調整費用が表れている。

9. おわりに：制度の多層性と多元性

以上本稿では、情報技術革新が企業と市場の資源配分効率を変えて企業組織の再編を促すこと、および、情報費用と制度費用の間に生まれる不均衡が制度変化の原動力となることを、取引費用の枠組みで理論的に整理し、1990年代後半に相次いだ日本の商法改正を具体例に、法制度の「制約と空白」が高い調整費用となって技術革新の効果を抑制し、その克服に向けた制度変化が起きたことを分析してきた。その意味では、最近の日本で、情報化の進展とともに経済再生を実現した米国の諸制度を積極的に取り入れようとする動きがみられるのも首肯できる。

しかし、制度問題は複雑である。本稿では、商法という明示的な成文法の枠で制度をみてきたが、North(1990)によると、制度は明文化された憲法、一般の成文法、コモン・ロー、判例といったフォーマルなものから商慣行、行動規範、文化的タブーといったインフォーマルなまで多層構造をなして一体的に機能しており、歴史を振り返ると、操作可能な「フォーマルなルールは政治的ないし司法上の決定の結果として一夜のうちに変化しうるけれども、(中略)インフォーマルな制約は計画的な政策にそれほど影響されない」(p.6, 訳7頁)。ノースは、19世紀の独立に際して米国の憲法をそっくり取り入れた中南米の国々が、およそ米国とは異なる社会をそれぞれ形成していった歴史的事実を度々引き合いに出して制度変化の多様性を強調している²⁶。

一般に、市場とは抽象概念としてのひとつの平板な場とみなされがちであるが、

²⁶ 例えば、North(1999), p.20、North(1990), p.101, 訳133頁など。

市場がうまく機能するためには制度基盤が必要であり、それがノースのいうように多層構造であるならば、現実経済をグローバルに眺望すると、歴史や伝統が同一でない様々な国民経済群が多元的に存在していることに気がつく。情報技術革新を狭い意味の純粋な技術問題として考えれば、その「技術変化」は普遍的なものであり世界各国に共通の現象である。一方、現実の経済現象として、その影響が企業と市場の関係に及び、「制度変化」につながることを視野に入れるならば、制度の多層性と多元性が技術の普遍性に対峙する。

情報技術革新という新たな事態に直面して、内生的プロセスで制度変化を遂げようとする傾向が強い米国に比べて、日本の制度変化は、現状をみる限り、米国流のフォーマルなルールの移植による外生的プロセスで進んでいる。だが、制度の多層性と多元性を視野に入れると、情報技術革新と共に経済再生を果たした米国と同様の成果が、日本にそのまま現れるとは保証できるわけではない。この点は、急激な市場経済化の試みによって混乱の度を深めた1990年代の旧ソ連の経済改革に極端な例をみることができる²⁷。逆にいうと、さまざまな制度改革の結果、日本が経済成果を高めることに成功した場合でも、米国とは違った形の成果となって現れる可能性が秘められているといえる。何より重要なのは、表面的な「アメリカ化」ではなく、情報技術革新が組織と市場の関係に与える影響の本質を見据えて、情報処理機構としての市場の機能を冷静に再評価し、そのメリットを享受しやすい制度的枠組みを「日本流に」練り上げていくことにあるように思われる。

<参考文献>

- 岩原紳作(1998)「緊急経済対策としての平成一〇年商法関連法の改正〔上〕」『商事法務』No.1492, pp.4-17, 同〔下〕, No. 1493, pp.4-16.
- 岩原紳作(2000)「会社法改正の回顧と展望」『商事法務』No. 1569, pp4-16.
- 岡崎哲二・中林真幸(2001)「経済史研究における制度」岡崎哲二編『取引制度の経済史』東京大学出版会, pp.1-12.
- 今中利昭・高井伸夫・小田修司・猪股秀章編(2001)『会社分割の理論・実務と書式』民事法研究会.
- 落合誠一・神田秀樹・斎藤静樹・深尾光洋(2001)「会社法大改正の意義〔座談会〕」『ジュリスト』No. 1206, pp.6-38.

²⁷ 1990年代の旧ソ連にみられた市場経済移行の混乱については、Blanchard and Kremer(1997)や Winiecki(1996)に詳しく分析されている。

- 神田秀樹(2000)「会社法改正の国際的背景」『商事法務』No.1574, pp.11-16.
- 神田秀樹・藤田友敬(1998)「株式会社の特質, 多様性, 変化」三輪芳朗・神田秀樹・柳川範之編『会社法の経済学』東京大学出版会, pp.453-477.
- 黒木亮(2002)「ロナルド・コースの産業組織論: シカゴ学派との関係を手掛かりに」『経済論究』第112号、九州大学、2002年3月、pp.89-114.
- 経済産業省(2001)「21世紀の企業経営のための会社法制の整備」『産業構造審議会総合部会新成長政策小委員会企業法制分科会報告書』経済産業政策局産業組織課編、2001年3月.
- 最高裁判所(1999)「21世紀の司法制度を考える: 司法制度改革に関する裁判所の基本的な考え方」司法制度改革審議会資料、1999年12月8日.
- 篠崎彰彦(2001)「IT革命が照らし出す構造問題の深層」『エコノミクス』No.4, pp.38-48.
- 司法制度改革審議会(2001)「司法制度改革審議会意見書: 21世紀の日本を支える司法制度、2001年6月12日.
- 衆議院法務委員会(1998)「第142回国会衆議院法務委員会議録第五号」1998年3月18日.
- 商事法務(1997)「資料: 開かれた商法改正手続を求める商法学者声明」『商事法務』No.1457, p.76-79.
- 通商産業省(1989)『日米の企業行動比較』産業政策局編、日本能率協会.
- 通商産業省(1996)『会社合併・分割の現状と課題』産業政策局産業組織課編、別冊商事法務 No.187.
- 土岐敦司・辺見紀男編(2001)『企業再編のすべて』別冊商事法務 No.240、(社)商事法務研究会.
- 中村芳夫(2000)「商法全面改正への基本的な視点: 経済界の見方」『商事法務』No.1574, pp.17-23.
- 永井和之(2000)「会社の組織変動と会社法改正」『商事法務』No.1569, pp.44-51.
- 日経金融新聞(1997)「ストックオプション導入、商法改正に批判」1997年5月13日, p.3.
- 日本経済新聞(2000)「きしむ会社法制(下) 手薄な立法体制」2000年9月26日朝刊, p.1.
- 原田晃治(2000a)「新しい世紀の会社法制の整備」『商事法務』No.1548, pp.34-40.
- 原田晃治(2000b)「会社分割法制の創設について〔上〕: 平成12年商法改正の解説」『商事法務』No.1563, pp.4-13.
- 早川勝(1999)「商法からみた会社分割法のあり方」『ジュリスト』No.1165, pp.10-16.
- 法務省民事局参事官室(1975)「会社法改正に関する問題点」『商事法務』No.704, pp.6-9.
- 前田庸(2000)「会社法改正の展開と今後の課題」『商事法務』No.1574, pp.6-10.

- 前田雅弘(2000)「会社分割に係る商法等の一部改正について」『ジュリスト』No.1182, pp.2-8.
- 保岡興治(1997)「ストック・オプション制度等に係る商法改正の経緯と意義」『商事法務』No. 1458, pp.2-10.
- 横尾賢一郎(2000)「二〇〇〇年における企業法制の展開」『商事法務』No.1548, pp.66-70.
- 吉田克己(2000)「九〇年代日本法の変容」『法律時報』Vol. 72, No. 9, pp.5-15.
- Arrow, Kenneth J.(1969) "The Organization of Economic Activity: Issues Pertinent to the Choice of Market versus Nonmarket Allocation," *The Analysis and Evaluation of Public Expenditures: The PPB System*, Vol. 1, Government Printing Office, pp.47-64, reprinted in *General Equilibrium: Collected Papers of Kenneth J. Arrow*, Harvard University Press, Cambridge, MA, 1983, pp.133-155.
- Blanchard, Olivier and Kremer, Michael (1997), "Disorganization," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 112, No. 4, November 1997, pp.1091-1126.
- Coase, Ronald, H. (1937) "The Nature of the Firm", *Economica*, 4, November 1937, pp.386-405, reprinted in *The Firm, the Market, and the Law*, paperback edition, pp. 33-55, The University of Chicago Press, Chicago, IL, 1990 (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳「企業の本質」『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992年、39-64頁)
- Coase, Ronald H.(1960) "The Problem of Social Cost", *The Journal of Law and Economics*, 3, October, pp.1-44, reprinted in *The Firm, the Market, and the Law*, paperback edition, pp. 95-156, The University of Chicago Press, Chicago, IL, 1990 (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳「企業の本質」『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992年、111-178頁)
- Coase, Ronald H.(1988) *The Firm, the Market, and the Law*, paperback edition, The University of Chicago Press, Chicago, IL, 1990 (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992年)
- Dahlman, Carl J. (1979) "The Problem of Externality," *The Journal of Law and Economics*, 22, No.1, 148, April 1979. pp.141-162.
- North, Douglass C.(1987), "Institutions, Transaction Costs and Economic Growth," *Economic Inquiry*, Vol.25, July 1987, pp.419-428.
- North, Douglass C.(1990) *Institutions, Institutional Change and Economic*

- Performance, Cambridge University Press, New York (竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』見洋書房、1994年)
- North, Douglass C.(1999), "Understanding the Process of Economic Change," Occasional Paper 106, Institute of Economic Affairs.
- Schumpeter, Joseph A (1926), *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*, 2. Aufl. (訳『経済発展の理論』(上・下) 塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳、岩波文庫、1997年)
- Stigler, George J.(1961) "The Economics of Information," *The Journal of Political Economy*, 69 (3), June 1961, pp.213-225.
- Varian, Hal R. (2002), "If There Was a New Economy, Why Wasn't There a New Economics?," *New York Times*, January 17, 2002, Section C, Page 2.
- Williamson, Oliver E. (1975) *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, The Free Press, New York, NY(浅沼萬里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社 1980年)
- Winiecki, Jan(1996), "Why Economic Reforms Fail in the Soviet System: A Property Rights-based Approach," *Empirical Studies in Institutional Change*, ed., Alston, Lee J., Eggertsson, Thrainn, and North, Douglass, Cambridge University Press, Cambridge.